

新型コロナウイルス感染症対策

# いのちと人権を守る コロナ禍を 乗り切るための 行動とは？

冬は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザとの同時流行が懸念されています。年末年始の帰省や忘新年会で、人々が会う機会が増えるこれからの時季。どう乗り切ればいいのか、岩手医科大学附属内丸メディカルセンターの下沖収センター長に話を伺いました。



●お話を伺った人  
下沖 収 センター長  
1963年生まれ。岩手県九戸村出身。岩手医科大学附属内丸メディカルセンター センター長、救急・災害・総合医学講座 総合診療医学分野教授



全国的に少ない患者数でも気を抜かないで

11月6日現在、県内の新型コロナウイルス感染症の患者数は全国最少です。症状がある方への検査が確実に実施され、陽性であれば指定された病院に入院措置をとる仕組みがしっかり機能していることがその要因だと考えます。

県内の症例を見れば、県外での集まりに参加して感染するケースが多いようです。だからと言って県外に行くのはだめだということではありません。人が集まる場では、確実な感染予防が大切です。密接を避け、マスクを着用し、手洗い・消毒など、気を抜かずに感染予防を行いましょう。

直接来院せずに  
まずは電話で相談

これからの時季、心配なのはインフルエンザとの同時流行です。けれども、インフルエンザはワクチンである程度予防できます。高齢者や基礎疾患のある方は、早めに予防接種を受けましょう。

また、県と医師会は、同時流行に備えて、身近な場所での検査が受けられるよう、県内で200カ所以上の「診療・検査医療機関」の確保を進めています。

で検査が受けられます。そうでない場合は、紹介された医療機関で診療・検査を受けます。かかりつけ医がいない場合や夜間・休日は「受診・相談センター」に電話を。

年末年始や帰省の際も  
感染症対策をしっかりと

年末年始は、帰省などで人の移動も増え、人々会う機会も増えます。久しぶりの再会は嬉しいものですが、おしゃべりするときはマスクをつけ、1m以上の距離をとるように心掛けましょう。会食の際は、食器の共用を避け、ときどき部屋の換気をするなどの工夫をしながら、家族団らんを楽しんでください。

## 差別・偏見・誹謗中傷 人が嫌がることはやめましょう！

新型コロナウイルス感染症は誰もがなりうる病気。患者やその家族、医療従事者などへの差別・偏見・誹謗中傷は許されません。誹謗中傷などを受けた場合どうすればいいのか、岩手弁護士会の菊池尚副会長に話を伺いました。

誹謗中傷を受けた方の名誉を傷つけた場合は名誉毀損罪（刑法230条）、脅迫や嘘の情報を流して店の営業に影響が出た場合は業務妨害罪（刑法233条）、「出ていかないと殺すぞ」などの言葉を浴びせれば脅迫

罪（刑法222条）に当たる可能性があります。SNS上の軽はずみな投稿のつもりが、警察の捜査を受け、送検・起訴されることも。

また、誹謗中傷で精神的苦痛を与えたり、業務妨害によって売り上げを減少させたりした場合、損害賠償を求められることもあり得ます。自分がされて嫌なことは他の人にしないようにしましょう。



患者への誹謗中傷が続けば、患者が行政の調査に対して感染経路を隠してしまうなど、感染症の封じ込めに悪影響を与えることも考えられます。また、感染リスクを抱えながら私たちの命や健康を守っている医療従事者への誹謗中傷はもつてのほか。誹謗中傷を受けて助けが必要な時は、我慢せずに警察や弁護士に相談を。



●お話を伺った人  
菊池 尚 弁護士  
1972年生まれ。岩手県盛岡市出身。岩手弁護士会副会長、岩手総合法律事務所弁護士



新型コロナウイルス感染症関連情報は 岩手県 コロナウイルス 検索 県ホームページからご確認ください

### ■ 誹謗中傷に関わる相談 ■

新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷などの相談は、最寄りの警察署、または岩手弁護士会法律相談センターまで。

岩手弁護士会  
法律相談センター  
☎019-623-5005  
(平日午前9時～午後5時)

※震災当時に岩手・宮城・福島に居住していた方は相談料が無料になる場合があります。(減免制度は震災特例法が終了する2021年3月31日まで)